

## トーマス・マーシャル

(Thomas Humphrey Marshall, 1893~1981)

——市民権の理論とハイフン連結社会論——

伊藤 周平

### 1. はじめに

1942年のベヴァリジ報告によってその原型を確立したイギリスの福祉国家は、1970年代以降、経済成長の停滞と財政危機の中で多くの批判にさらされてきた。その後、イギリスでは1980年代のサッチャー政権の時代を経て、ベヴァリジ的な社会保障理論がその有効性と信頼性を完全に失い、1990年代の現在、社会保障の理論は模索と再編の時期に入っていると考えられる。社会保障の理論の中でも、社会保障の理念や価値をめぐる議論は重要な問題領域を構成しているが、日本では、こうした議論はとかくイデオロギー論争的な形で展開されることが多く、社会保障の水準の低さとその範囲の狭さを攻撃する権利主義的社会保障論が優勢であったといわれている(福武1983)。これに対して、イギリスでは現実の制度や政策の中において社会保障の理念や価値が持つ意義、機能について幾つかの理論的研究がなされてきており、それなりの研究蓄積がある。そうした中で、近年、西欧の社会保障理論において、市民権の理論を中心にイギリスの社会政策学者T. H.マーシャルが再評価されつつある。マーシャル自身は、本特集の他の研究者たちに比べて古い世代の学者にあたる

が、その議論は、社会保障の理念と価値をめぐる現在の問題状況、さらには、社会保障理論の将来の方向性を考えるうえで大きな示唆を与えてくれている。

本稿では、マーシャルの業績の中でも、特に市民権の理論と民主—福祉—資本主義のハイフン連結社会モデルの議論に限定して、マーシャルの社会保障理論の特徴とその現代的意義を考察することとしたい。

### 2. T. H. マーシャルの経歴と学問的立場

#### (1) マーシャルの経歴

T. H. マーシャル(Thomas Humphrey Marshall)は、1893年ロンドンに生まれた。今年、ちょうどその生誕100年に当たる。ケンブリッジで歴史学を学んだが、第1次世界大戦時にはドイツで文民捕虜として抑留生活を経験している。戦後の1919年にケンブリッジのトリニティ・カレッジの歴史学のフェローに選出された。その間、労働党候補として選挙に立候補したりしたが、「選挙戦が性に合わない」として、政界入りを断念し、研究生活に入った。6年間のフェローのあと、W. ベヴァリジが学長の時、ロンドン政治経済大学(LSE)のソーシャルワークの学生のチューターとなったが、その際、マー

シャルはその科目については「何も知らなかった」と回想している。その後、1929年に L. ホブハウスが亡くなり、M. ギンズバークが部長職を継いだ時に、社会学部の正規の教員に加わり、比較社会制度論を担当した。その時も、マーシャルは「専門職業的意味での社会学については全く無知であった」と述べている。もっとも、彼は、その抑留生活の中で「社会学的好奇心を持ち、私の歴史研究の中に幾らかの社会システムの分析と社会変動の解釈の手法を取り入れた」とも言っている（〔14〕pp. 89-91）。LSE では1944年から1949年に R. M. ティトマスが学部長職を引き継ぐまで、同大学の社会学部長を務めている。大学以外でも、1949年から1950年にかけてドイツにおけるイギリス占領当局の教育顧問を担当したり、また、1956年から1960年までユネスコの社会科学部門の部長職、1959年から1962年まで国際社会学会の会長を歴任している<sup>1)</sup>。

## (2) マーシャルの学問的基盤

以上のような経歴からもわかるように、マーシャルの初期の専門領域は歴史学であり、社会学についての彼の業績の多くは、LSE で職に就いてから後のものである。マーシャルは、LSE で教えていた時に、「ギンズバークによって解釈されたホブハウスの影響をほとんど全面的に受けて」社会学者になったとし、社会秩序の基礎的原理としてホブハウスの親族関係 (Kinship)、市民権 (Citizenship) 等の概念を用い、M. ウェーバー、E. デュルケームらの著作から多くを得、彼自身の著作に取り入れたと述べている（〔14〕pp. 95-96）<sup>2)</sup>。これに対して、A. H. ハルゼイは、マーシャルの社会学はホブハウスとギンズバークの進化主義とウェッブ夫妻、C.ブ

ースらの社会改良主義という2つの要素の混合物であったと指摘し、そのイギリス的伝統の影響を強調している (Halsey 1984, p. 6)。もっとも、マーシャルの社会学に関する論文集『岐路にある社会学』は、講演やシンポジウムのために書かれたものを集めたもので、理論的体系性を持っているわけではない (Barbalet 1988, pp. 12-13)。その意味で、マーシャルは体系的な一般理論をめざす専門的社会学者というよりは、あくまでも社会学のアマチュアとしてとどまったといわれている (Halsey 1984, p. 8)。とはいえ、マーシャルは初期の専門である歴史学を生かし、広い歴史的視点に立った分析を随所で行っており、社会学の領域で歴史社会学と比較社会学への大きな関心を呼び起したと評価されている (Lipset 1973)。

一方、R. ピンカーの指摘するように、社会政策・社会行政論 (social policy and administration)<sup>3)</sup>におけるマーシャルの業績は、知的学問としての社会学に対する彼の持続的傾倒から発展したといえる (Pinker 1981, p. 4)。マーシャルは、社会学という学問の核は社会の一般理論にも、方法論の排他的所有にもあるのではなく、社会現象の研究に対する訓練されたアプローチの修練にあることを示唆し、1970年代に社会政策の研究に対する社会学の応用において「大きな進歩」があったことを認めている。そのうえで、社会学と社会政策・社会行政論とのより緊密な結合として注意すべきことは、社会学が「社会的理想や政治的目標にすっかり支配されてしまう危険がいつもあるということであり、このことに対する唯一の防衛は、妥当な社会学理論の有効な体系に向かった発展の過程における一連の科学的な仮説」であるとしている（〔14〕pp. 97）。マーシャルが、社会政策・社

会行政論の学問的主体性と学問的地位を確立するうえで大きな役割りを果たしたと評価されるゆえんである(Pinker 1981, p. 6)。このように、マーシャルの業績は初期の専門である歴史学から社会学理論、社会政策・社会行政論など広範な領域に及んでいるが、ここでは、社会政策・社会行政論におけるマーシャルの位置づけを整理しておきたい。

### (3) 社会政策・社会行政論におけるマーシャルの位置づけ

戦後、1970年代までイギリスの社会政策・社会行政論の領域ではLSEが主導的な役割りを果たしてきており、ティトマスを中心とする学派がその主流をなしていた。ピンカーによれば、それは正統な学問的同意を代表するまでになり、価値志向においては強く集産主義的であり、理論的というよりはむしろ、道徳的アイデンティティをもち、その性格は包括的というよりは排他的であったとされる(Pinker 1981, p. 6)。しかし、1970年代以降の福祉国家へのコンセンサスの喪失を背景として、イギリスでもティトマスのアプローチとは異なった立場からの社会政策・社会行政論が登場することとなる。そして、それらはいずれも社会政策論を幾つかの議論に分類、整理することから論をはじめている。

比較的早い時期に、社会政策論の整理を行ったD. ウェッジバーンは「福祉国家の出現と発展を説明する」諸理論として、①反集産主義、②機能主義理論、③市民権理論、④統合主義学派を挙げ、マーシャルを③の市民権理論に位置づけている(Wedderburn 1965, pp. 135-144)。D. ドニソンは、社会政策のさまざまなアプローチを①制度論および政策志向アプローチ、②システム論および多元主義的アプローチ、③マルク

ス主義および構造主義的アプローチに分類している(Donnison 1975, chap. 1)。マーシャルはティトマスとともに①の学派に位置づけられており、「社会行政学という学問を歴史的な文脈の中に位置づけ、それを公平の研究へと転換させた」(Donnison 1975, p. 25)と評価されている。また、R. ミシュラは、福祉への理論的アプローチとして、①社会行政学=漸進的社会工学、②市民権としての福祉、③収斂理論=技術的決定論、④機能主義理論、⑤マルクス主義の5つを挙げている(Mishra 1981, chap. 1-5)。マーシャルは、ここでは、社会行政学ではなく、市民権理論の代表論者とされている。さらに、G. ルームは、社会政策へのアプローチを、①ネオ・マルクス主義、②自由主義、③社会民主主義に分類して、マーシャルをティトマス、P. タウンゼントらとともに③に位置づけている(Room 1979, chap. 3)。

以上の議論をまとめるならば、マーシャルの立場は「政策志向アプローチ」「社会民主主義」「市民権理論」といったことになろう(星野1982, 275-276頁)。前2者は、ティトマスらと重なる部分であるが、市民権理論はマーシャルに特徴的なものである。次節では、マーシャルの社会保障理論の重要な核のひとつである市民権の理論について考察する。

## 3. 市民権の理論

### (1) 市民権の概念と構成要素

V. ジョージとP. ワルディングによれば、フェビアン社会主義の特徴は「民主主義的過程への全面的傾斜、および社会福祉サービスへの無条件的支持」にあり、特に「平等」という価値に重点を置いている点にあるとされる(George

and Wilding 1985, p. 69)。しかし、マーシャルの場合は、平等という価値を無条件に支持するのではなく、資本主義社会における平等の問題を市民権との関連で独特の仕方で採り上げて、注目すべき議論を展開している。それが、1949年の著名な論文「市民権と社会階級」である<sup>9)</sup>。

この論文で、マーシャルは経済学者 A. マーシャルの提起した問題、すなわち、経済的社会的進歩によって、すべての人をひとりの紳士にすることは可能と証明できるかという問いから出発する([2]p. 69)。そして、この問題の再解釈という形で、論文の主題を平等の権利としての市民権の拡大が資本主義社会における社会階級の存立、すなわち、経済的社会的不平等にどのようなインパクトを与えたかという点に置いている。マーシャルは「市民権」を「共同体の完全な成員に与えられる地位」([2]p. 87)、もしくは、「共同体それ自体によって創出され、その市民の地位に附属している諸権利」([9]p. 88)と定義する。ここで、「市民」とはある共同体の完全な構成員であることを意味し、市民権は市民であることを根拠としてその個人に対して与えられる資格、それに包摂される権利義務の総称であるといえる<sup>9)</sup>。マーシャルは、こうした権利義務の総体としての市民権が市民的権利、政治的権利、及び社会的権利の3つの要素から構成されているとする([2]pp. 73-74)。マーシャルが念頭においているイギリス史に即して図式化していえば、身体的自由、言論・思想・信教の自由、所有権、契約の自由、法の下での平等などから構成される市民的権利は18世紀に、政治的権力行使への参加の権利などの政治的権利は19世紀に、そして、「わずかばかりの経済的福祉と保障への権利から社会的遺産を十分に享受する権利や社会の支配的基準に照らして、文

化的な生活を営む権利」にまで及ぶ社会的権利は、20世紀にそれぞれ発展してきたとされる([2]p. 76)。マーシャルは、このように市民権の3つの構成要素を区別することで、資本主義社会の階級構造と市民権の関係を歴史的に分析する視点を得ることができたといわれている(Barbalet 1988, p. 5)。以下、マーシャルの叙述に従いながら、西欧における市民権の歴史的展開と社会階級との関係について概観していこう。

## (2) 近代的市民権の確立と政治的権利の拡大

封建社会においては、これらの3つの要素は、同一の糸に束ねられていた。マーシャルは、社会的権利(以下、簡潔に「社会権」と略す。)の史的起源を地域共同体及び職能団体の成員性に見出しているが([2]p. 81)、西欧では16世紀以降の社会変動の中で、共同体社会はしだいに解体し、政治と法律における国家制度の成長発展が進み、「市民権は地域的な制度から国家的な制度へと成長」([2]p. 79)していく。マーシャルのいう市民権の3要素もそれぞれの別個の論理に従いながら発展し、市民権の概念がより普遍的な形で再編され、近代的意味での市民権が成立する<sup>9)</sup>。共同体の成員性のうちに内包されていた社会権についても、それに代わって、国家的な社会福祉制度である救貧法が発展してくる。イギリスの救貧法制度は16世紀から20世紀にまで至る長い歴史を有しており、その内容も決して一様なものではないが、マーシャルはその重大な岐路を1834年の新救貧法体制の確立にみており、その下での「劣等処遇の原則」をさし、次のようにいっている。「……残存していた最低限の社会権は、市民権の座からひきずりおろされた。救貧法は、貧民の要求に市民のもつ

諸権利の構成部分としてではなく、それにかわるものとして、換言すれば、請求者が語のいかなる意味においても、市民であることをやめる場合に限って認められる要求として対処した」

(〔2〕p.83)と。救貧法の給付受給者は「被救済窮民」(Pauper)と呼ばれ、選挙権や基本的な市民的権利を剥奪されたのである。このようにイギリスでは、社会権は19世紀前半に市民権の内容から排除されてしまう。

ところで、法の下での平等を含む市民的権利は、それが形式的平等を意味するものである限りにおいて、資本主義的市場システムの生み出す現実の階級的不平等になら抵触するものではなかった。さらに、共同体社会や中間団体からの離脱や自立という側面をもつ市民的権利は、「本源的に極度に個人的なもの」であり、「市民的権利が資本主義の個人主義的位相と調和したのはこのためである」(〔2〕p.97)とマーシャルは強調している。

しかし、フランス革命以降の西欧での平等思想の普及には確実なものがあり、さらに、19世紀に入ると、国民国家体制の下で急速な工業化が進展する。それらは、従来、政治の場から排除されていた労働者の間に国家の富と繁栄に寄与しているという意識を生じさせ、彼らが「現存の政治社会への完全な参加の実現」を要求する運動を展開する契機となった(Bendix 1964=1981, 101-104頁)。イギリスのチャーティスト運動がその典型例であり、19世紀の一連の選挙制度改革を通じて、参政権が労働者階級をはじめとする多くの人々に付与されていった。その際に、労働者の団結の手段として言論の自由や集会の自由などの市民的権利が活用されたことは注目される。当初は、イギリスでも、契約の自由が拡大解釈され、団結禁止法などで

労働者の団結は禁止されていたが、しだいに、市民的権利を承認しつつ、団結の権利を禁止するという論理が維持しえないことが明らかとなり、1824年には、団結禁止法も廃止される。政治的権利の拡大は市民的権利を基盤とした労働者の階級闘争の成果という側面を有していた<sup>7)</sup>。こうした労働者階級への参政権の拡大は、彼らの政治的意思決定過程への参加の拡大を意味し、さらに、当時の公的教育の制度化とともに、資本主義社会における実質的平等の要求、すなわち社会権の要求を促すこととなった。社会権の内容は、本質的には「実質所得への普遍的権利」(〔2〕p.100)であり、そうした権利を労働者階級にも認めていくことは、資本主義社会における市場の等価交換の原則と正面から衝突せざるをえない。その意味で、「市民権としての政治的権利は、市民的権利と異なり、資本主義システムに対する潜在的脅威となるのに十分であった」(〔2〕p.96-97)といえよう。マーシャルのいうように、経済的社会的不平等に対する市民権の影響は19世紀末を境として根本的に異なってくることとなる(〔2〕p.87)。

### (3) 社会権の包摂と福祉国家

市民的権利の中心をなす自由権は、国家が介入干渉を差し控えるという形で、その積極的充足が期待しえた。これに対して、N. バリーの言葉を借りれば、社会権は「個人に資源に対する一定の資格を与える福祉社会の市民権」(Barry 1990, p. 83)であり、その充足のために、一定の社会資源の調達と制度の拡充を必要とする。そして、20世紀になって、社会権が拡大、承認され、市民的権利や政治的権利と並んで市民権の正規の構成要素となるに至ると、資本主義経済システムを維持しながら、それを保障するため

に、国家による社会経済領域への積極的介入とさまざまな社会政策の推進が必然的に要請されることとなった。国家介入による資本主義的市場システムの修正を不可欠の要素とする福祉国家の原型が、こうして形づくられてくる。いずれにせよ、20世紀に入ってから市民権の社会権の包摂と国家による社会政策の推進は資本主義社会における実質的平等をかなりの程度で拡大し、経済的社会的な不平等に大きなインパクトを与えたのである。

以上のように、市民権の拡大は、確かに実質的平等の拡大をもたらしたが、そのことは不平等が直ちに消滅したことを意味せず、むしろ、既存の不平等を固定化していくという現象も伴っていた。というのも、市民権が社会権を包摂し、資本主義社会における実質的平等の達成のための理念として用いられるに至ると、かえって、市民権は現実に存在するさまざまな不平等を反映するばかりでなく、積極的にそれを媒介することにならざるをえないからである。社会権を包摂した市民権は、従来の等価交換の原則や契約自由の原則の修正を要請する。同時に、そのことは、国家が当該社会成員の生活の水準、質をめぐるさまざまな問題を避けて通ることができなくなったことを意味している。そして、国家公認の生活水準、生活の質の策定は社会的な利害調整と妥協の制度化を通じて調整される他はなく、社会権の内容は、ますます、民主主義的に遂行される利害調整に依存していく。かくして、人々は「自分たちの要求をできるだけ効果的に前進させるために当然に他人と結束」(Bendix 1964=1981, 154頁)するようになり、労働組合をはじめとする各種の利益集団、圧力集団が発展する。そして、集団の結成、加入という点についてみれば、それは不可避的に「社

会構造の不平等を反映する(さらには強化する)」(Bendix 1964=1981, 154頁)ことにならざるをえない。それは、マーシャルが「産業的市民権」([2]p. 117)と呼んだ特定集団の既得権へ社会権が変容していく現象でもある。その結果、例えば、利益集団や現行の教育制度の中で、既存の何らかの差別や不平等のために不利な地位しか獲得しえなかった人と、有利な地位にある人との間の格差は「市民にその正当な権利を与えるために設置された制度によって授与されたもの」([2]p. 115)として正当化されていくこととなる。ここでは、市民権は、一種の公的身分保証書として社会的な不平等を公認する制度と化している<sup>8)</sup>。マーシャルは、平等の権利としての市民権が経済的社会的な不平等と両立し、さらには、それを強化していく様相を鋭く指摘しているのである。

#### (4) 市民権理論の展開

以上のようなマーシャルの市民権理論に対しては、早くから幾つかの批判が提起されてきた<sup>9)</sup>。しかし、そうした批判を受けつつも、マーシャルの市民権理論は、その後の社会学理論の中で、主として社会統合の理論として発展させられた。マーシャルの市民権の概念は、E. デュルケムによって提起された近代社会の「有機的連帯」の基礎とは何か、という問題への最も明確な解答を与えているとされる(Lockwood 1974, p. 365)。共同体社会の成員の権利としての市民権の理念は、共同体内での社会統合を達成するための有力な手段と考えられるからである(Barbalet 1988, p. 81)。近年では、A. ギデンスが、市民権が資本主義社会における利害対立を調整し、紛争や対立を緩和してきたとする前提に立ちつつ、マーシャルの市民権理論を批

判的に発展させ、市民権の3つの形態と国民国家の行う監視活動とを結び付ける注目すべき議論を展開している (Gidenss 1985, pp. 205-206)。それは、ある意味で、市場システムという経済的社会的な不平等に基礎をおく資本主義の発展と平等の権利としての市民権の拡大が、必ずしも相反するものではなく、むしろ両立しうるものであるとしたマーシャルの指摘を補強するものであろう。

マーシャルは、その市民権理論を社会階級との関連で展開したが、市民権の歴史的推移と構造的な変質は、国家と個人との相互関係形態の推移と変質を凝縮していると解することができ、社会権を包摂した市民権の制度化を西欧における自由主義国家から福祉国家への転換とみることが可能である。次節では、マーシャルの社会保障理論のもうひとつの核である福祉国家論とハイフン連結社会論について、さらに考察を進めてみたい。

#### 4. 福祉国家とハイフン連結社会

##### (1) マーシャルの福祉国家論

マーシャルによれば、福祉国家とは福祉給付やサービスの受給者がその社会的従属性のゆえに、個人的自由や投票権などの市民的、政治的権利を喪失していた救貧法の状態に対するアンチ・テーゼとして形成されてきたものであった ([5] p. 294)。市民権としての社会権の制度化こそが福祉国家の本質と考えられたのである。P. フローラと A.J. ハイデンハイマーは、福祉国家を「長期間の過程とその基礎的発展がひきおこした諸問題に対する多かれ少なかれ、意識的、ないし反作用的な応答」とみなし、これらの発展が何を意味し、これらの「諸問題」は何かと

いう「古典的マクロ社会学の根本問題」に対して、主として3つの接近方法が取られてきたとしている。すなわち、A. トクヴィルやウェーバーに代表される政治社会学的接近、K. マルクスに代表される政治経済学的接近、デュルケームの社会理論がそれである (Flora and Heidenheimer 1981, pp. 22-28)。フローラとハイデンハイマーの議論に従えば、マーシャルの市民権理論は、福祉国家の発展を市民権の拡大という視点から説明しようとする理論、つまり、市民権という福祉国家の民主主義的基盤、価値理念に焦点を当てた議論であり、福祉国家発展の政治社会学的説明の典型例といえることができる。マーシャルの分析枠組みでは、市民権は「社会連帯の基礎であり、合意の手段」(Pinker 1981, p. 11)といえるが、福祉国家は市民権としての社会権を個々人に保障することを理念として掲げることで、福祉国家化推進の国民的合意を調達し、その発展のための存立条件を見出したのである。

一方で、マーシャルはイギリスの福祉国家は戦争の共通経験に由来し、「耐乏社会」と結びついているという意味で、特異な環境で生まれたものであったとする ([4] p. 279)。ここで、耐乏社会とは公平な享有と相互扶助の原理に基づいた社会であり、ベヴァリジの諸原則は、イギリスが耐乏社会として記述できた「欠乏の時代」には効果的であった ([6] p. 321)。しかし、1950-60年代の経済成長を経て、耐乏社会に代わって「豊かな社会」が出現すると、福祉国家の枠組みも修正を余儀なくされることとなる。マーシャルによれば、豊かな社会の原理は物質的消費水準の上昇をめざすものであり、基本的ニーズの充足にかかわるものではなく、社会的公正という原理に基づく正当性の概念に欠け、経済的

アノミーを引おこし、社会的連帯を破壊するものに他ならない([6]pp. 316-317)。これに対して、福祉国家の原理は資本主義的市場経済を否定はしないが、市場の修正の必要性和「公平な分配」を強調する点で、豊かな社会のそれとは反対の原理に基づいている([4]p. 284)。しかし、この対立においては福祉国家の原理の方が分が悪い。というのも、生活水準の上昇によって、耐乏社会と結びついている福祉国家的統制を誰もが望まなくなり、普遍主義的サービスの水準の低さによってその尊厳が失われるとともに、それにこだわることもばからしく思われるようになり、また、税制上の優遇措置によって、特に年金の部門を中心として、民間セクターの活動が盛んになってきたからである。にもかかわらず、マーシャルは、福祉国家が経済的、社会的価値のバランスをとり、自由市場経済の枠組みの中で市民の社会権を支える唯一の方法であると主張する。その上で、もしも福祉国家の機構が豊かな社会の状況に適合するように再編されることが必要だとすれば、豊かな社会の精神も福祉国家の原理に適合するように同様に変えられる必要があると強調している([4]pp. 285-288)。

また、マーシャルは、福祉国家の特徴ともいうべき社会政策の目標として、①貧困の解消、②福祉の極大化、③平等の追求の3つを挙げ、今日の支配的な目標は福祉の極大化であるとしている([15]pp. 200-201)。この3つの目標は、社会政策の歴史的発展段階と対応している。つまり、①は福祉国家の成立以前の主要な課題であり、②は福祉国家成立後の福祉社会の目標といえ、③の目標は政治哲学の行動への置換といえるからである。もっとも、現実には社会政策はこの3つの課題を同時に持っていると考えら

れ、①の貧困の解消という課題も1960年代以降の「貧困の再発見」などの議論をみるかぎりでは、決して解消された目標というわけではない<sup>10)</sup>。さらに、マーシャルは、戦後の社会保障が「貧困を食い止めることと、所得が中絶した時、公正な(合法的な)不平等の原則に基づいた形の所得をすべての者に供給する」という2つの目標をもっていたとし、問題はそれらの目的に対応するには2つの別々な、しかし、相互に関連した装置が必要であるか否かであるとする。そのうえで、この問題を解決しようとするならば必ず直面しなければならないジレンマとして、ギャップのジレンマ、貧困のわな、経済的価値と福祉的価値の食い違いの3つを挙げている([15]pp. 190-193)。これら3つのジレンマの解決には、ミーンズテスト、差別的優遇政策や障害者等に対するカテゴリカルな対応といった選別主義的政策を導入せざるをえない。マーシャルは、この点において普遍主義の限界を認識していたといえよう。

## (2) 民主—福祉—資本主義モデル

### —ハイフン連結社会論—

ベヴァリジの構想に現れていたような普遍主義的性格を持った戦後の社会保障制度、福祉国家に対する合意は、前述のように、すでに1950-60年代の豊かな社会の出現によって修正を余儀なくされていたが、1970年代後半以降、西欧の先進諸国において経済成長の停滞と財政危機が深刻化し、福祉国家の危機と呼ばれる状況が到来するに至り、その有効性と正当性を喪失する<sup>11)</sup>。さらに、マーシャルが指摘したように、市民権が現存の不平等を正当化、固定化し、特定集団の既得権と化す傾向が強くなると、かつての福祉国家の統合理念であった市民権はもはや



合意や統合の手段としての機能を果たさなくなってきた。こうした状況を背景として、1970年代にはマーシャル自身の考え方にも大きな変化がみられるようになる。1972年の論文「福祉—資本主義の諸価値問題」では、市民権の理念を民主—福祉—資本主義というハイフン連結社会の価値問題に置き換える議論が展開されている。市民権の3つの要素である「市民的権利」「政治的権利」「社会権」という用語に対応するのが、ここでは「資本主義」「民主主義」「福祉」であるが、この3つの社会的価値は複合的であり、各々の価値が相互にその価値を主張しあうという不安定な結合を示している。そこには、全体を包括するようなかつての市民権のような理念が存在しないのが大きな特徴である。

では、マーシャルが提起している民主—福祉—資本主義のハイフン連結社会とはどのような構造を有した社会なのであろうか。マーシャルによれば、ハイフン連結社会の3要素とは「資本主義市場経済に依拠しているひとつの国が、同様の組織と計算方法を用いた公私双方の資本主義を包含する混合経済と、世界中が福祉国家という名で認めている公的な社会サービスと保険および扶助の複合とを生み出した民主的な政治的諸制度と実践を発達させた時に現存すると考えられる諸要素」([12]p. 107)をさすとされている。中でも福祉セクターは「本質的に利他主義的であり、独自の倫理体系に包含される諸価値の基準に依拠」([12]p. 109)しており、こうした福祉セクターを含む民主—福祉—資本主義のハイフン連結社会が可能になったのは、戦後の福祉国家体制の確立によってである<sup>12)</sup>。それは救貧法の解体とベヴァリジ的な普遍主義の拡大によって、単なる貧困の救済にとどまらない現代的意味での福祉が確立した結果であった

し、さらに、経済成長によって「福祉セクターと混合経済とが異なった方法を用いながら……消費者のニーズと需要を満たすという同じ課題に携わっていると考えることができるようになった」([13]p. 131)ためである。ここでのマーシャルの議論の特徴は、ティトマスと違い、福祉の価値を道徳的に正当化し、それを無条件に支持するのではなく、諸価値間の対立と緊張関係、葛藤を前提としている点にある<sup>13)</sup>。資本主義は不平等を承認することによって成立しているが、民主主義の価値は平等にある。また、「福祉の中心的機能は市場から商品を取り上げて、市場にとってかわることであり、また、放っておいたら生じなかったような結果が生じるように何らかの方法で市場の作用を統制し、修正すること」([12]pp. 107)にあり、この点において、明らかに資本主義的市場機能に修正を加えるものである<sup>14)</sup>。しかし、マーシャルは、こうした価値間の葛藤を認めつつも、3つの価値の併存は可能だとし、ある程度の葛藤の存在はむしろ社会の安定のためにも必要不可欠であるとする。諸価値の葛藤は、ハイフン連結社会の「3つの構成要素の非両立性から生じたもの」ではなく、したがって、構造の変革を必要とするものではない。この種の葛藤は「すべての健全な社会に存在する正常な姿」とされるのである([12]p. 120)。

### (3) ハイフン連結社会論の問題点

1970年代以降の状況の変化は、こうしたハイフン連結社会の3要素間のバランスを崩してしまった。中でも、福祉セクターが他の2要素と同様の地位を喪失しつつあるとマーシャルはみる。福祉セクターの失墜はハイフン連結社会の構造そのものを脅かすものであった。マーシャ

ルは「福祉—資本主義の諸価値問題」の「追論」の中で、その原因を4つ挙げている。第1が、福祉のイメージの混乱とその役割観念の変化であり、第2が、福祉が貧困の救済に代わって貧困を予防することに明らかに失敗したためであり、第3が、イギリスにおいて1978-1979年を頂点として繰り広げられた福祉関係者の激しい労使交渉、ストライキなどが福祉のイメージを損なったことである。そして、第4に、福祉は市場の欠陥を事後的に修正するというものではなく、本来、福祉も市場も人々のニーズや欠乏を満たすという課題を2つの異なった方法で果たしているとみるのが合理的だが、この複雑な課題が福祉と市場のあいだでどのように分担されるべきかが明らかにされず、福祉の果たした貢献も所得や消費の市場構造に吸収され、福祉のアイデンティティが消滅してしまったためである（〔13〕pp.131-134）。

マーシャルはハイフン連結社会の中に葛藤をもたらす構造的要因を見出し、福祉セクターが他の2つの要素と対等の地位を喪失しつつあることを指摘したが、マーシャルのこうしたモデルの問題点を指摘しているのが、ミシュラである。ミシュラは、福祉国家をハイフン連結社会として、すなわち、資本主義、民主主義、社会福祉制度の混合として理解する点では、マーシャルの考え方に同意する。しかし、ミシュラは、福祉国家の構造的分析という視点から、マーシャルを次のように批判する。第1に、マーシャルがハイフン連結社会における価値間の葛藤や緊張関係に注意を向けた点では評価されるが、ここでの葛藤とはあくまでも価値をめぐる相剋に他ならず、葛藤は価値のレベルに限定されていることである。葛藤は価値のレベルにとどまらず、民主—福祉—資本主義といった社会構造

の3つのセクター間の機能的な連関関係においても生じるが、マーシャルは機能的連関における意図しない結果や逆機能の問題を看過しているとされる。第2に、社会福祉を主に消費と分配の問題として捉えたために、社会福祉と深い関わりを持つ経済の生産面の問題、例えば、利潤、資本蓄積、投資、国際競争等といった市場経済に特殊な問題を捉えることに失敗していることである。第3に、マーシャルは3つの異なるセクター間の分業を前提としているのであるが、異なるセクター間に仕切られた分業をどのようにして維持しうるのか、とりわけ、圧力集団と経済的、政治的市場の競争的エートスの力学が強い影響力を持つ現代の福祉国家において、この問題をどのように解決するのかという問いに答えることができなかったことである（Mishra 1984, pp. 130-132）。いずれにせよ、マーシャルの分析は価値の問題に限定されており、福祉国家の構造的矛盾の問題には踏み込んでいないというのがミシュラの批判の要点である。

福祉国家の構造的矛盾については、すでに、ミシュラを含めて幾人かの論者が分析を試みている。例えば、C. オフフェは、資本主義と民主制の継続的調和を可能にした媒介原理のひとつとしてケインズ主義福祉国家を挙げ、それが有する階級的妥協の機構そのものが経済成長の終焉とともに、新たなコンフリクトの対象となってきたことを指摘している（Offe 1984, p. 149）。マーシャル自身は市民権の理論をハイフン連結社会のモデルに置きかえて理論を展開したが、こうしたオフフェらの議論は、マーシャルの市民権理論に内在していた論点とも関連しているように思われる<sup>15)</sup>。

## 5. マーシャル理論の展望

### —結びにかえて—

以上、市民権理論、ハイフン連結社会論を中心にマーシャルの社会保障理論を概観してきたが、最後に、マーシャル理論の現代的意義を展望し、結びにかえておきたい。

マーシャルの提起した市民権の概念と理論は、前述のように、近年、福祉国家・福祉社会の新たな理念として再評価されつつある。市民権は福祉国家の統合理念であると同時に国家や社会に対する個人の要求貫徹のための理念的武器という側面をも有しているが、現代社会では、階級というよりは、性や民族、年齢などの属性的地位に基づく不平等が大きな争点となり、福祉国家のもとで市民権の再定義をめぐるコンフリクトが階級と市民権との関係とは別の形で発生しているといえる。そのことは同時に、市民権の概念が女性や高齢者、障害者などの社会的ハンディキャップを有した人の自律の権利や自己決定権を包摂するまでに再定義されることで、新たな福祉の理念として再構築される可能性をも示唆している。事実、こうした観点からの市民権や福祉権の理念の見直しは、ニューライトの福祉国家批判への対抗という形で出ており、その意味で、市民権の理念は「イデオロギー的復興の可能性を左派に提供している」(Andrews 1991, p. 14)といえる。また、本稿では詳しく述べることはできなかったが、市民権の理論と関連するマーシャルの福祉権、および権利と裁量をめぐる議論も特に社会保障法学の領域で今後検討されるべき重要な論点を含んでいる<sup>16)</sup>。日本では権利の問題は法律学の独占物のように考えられているが、イギリスなどで

は、マーシャルのような社会学者も権利論に積極的にコミットメントし、しかも、その理論が法律学や実務の領域にも大きな影響を与えていることは注目される。

また、マーシャルのハイフン連結社会論は、価値の葛藤の問題にとどまるとはいえ、資本主義と福祉との両立可能性、さらには、社会主義と福祉との関係についての重要な問題を提起している。マルクスは、資本主義社会を非人間的な、人間を疎外する社会として告発した。マルクスによれば、資本主義は搾取とあくことのない利潤追求に基づいている。それは、人間を類的存在から疎外し、各個人の人間としての潜在性を実現する望みを全く否定してしまう社会である(Marx 1844=1974)。もし、福祉を各人が自らの生活の質を高め、可能な限りの自己実現を果たせる状態と定義するならば、資本主義と福祉とは基本的に両立しえないことになる。マルクスの考えでは、社会主義社会こそ真の福祉を実現できるのであり、議会制民主主義のプロセスを通じた平和的な方法での資本主義から社会主義への移行は全く否定はしないまでも、極めて可能性の少ないものとされていた。これに対して、マーシャルは、あくまでも議会制民主主義と混合経済を前提としたうえでの福祉の増進を主張している。マーシャルは、自由競争的市場経済システムが無くなるか、大幅に縮小するならば、物質的福祉は減少し、政治的自由は危機にさらされると考えていたといわれている(Pinker 1981, p. 24)。1989年から1990年代初頭にかけてのソ連、東欧型社会主義の解体は、その議論の正しさを実証したかにみえる。しかし、一方で、市場経済に過度の期待をよせ、社会サービスの市場化、民営化を推進した新自由主義の戦略は、アメリカやイギリスにみられるよう

に、国民間の階層格差や不平等を拡大し、社会統合や福祉社会の存立を困難なものにしてしまった。マーシャルのハイフン連結社会のモデルは明確な価値のコンフリクトの存在を示していると同時に、ひとつの立場が他の諸々の立場の犠牲において強化されるのではなく、すべての立場がより客観的で精緻な検討にさらされるような環境の存在の必要性を強調している。これは、社会保障の原理と市場経済の原理とのバランスのとれた均衡を考えるうえで、不可欠の視点であろう。

いずれにせよ、社会保障理論において社会保障の理念と価値の再検討が求められている現在、市民権理論とハイフン連結社会論に代表されるマーシャルの理論は再考されるべき大きな意義を有しているように思われる。

注

- 1) マーシャルの経歴については、彼の80歳を記念して書かれた自伝[14]が詳しい。
- 2) この点について、D. ロックウッドは、マーシャルの仕事が社会学理論の主流に対する関係という面において十分に評価されてこなかったと指摘し、ウェーバーやデュルケムとの理論的関連性を強調している。Lockwood (1974) 参照。
- 3) 日本では、長らく社会政策といえ、労働政策を意味し、イギリス的な意味でのソーシャル・ポリシー論が確立してこなかったことは多くの論者が指摘している。ここで使われている social policy and administration も、イギリス特有の概念であり、社会福祉管理論などと訳されることもあるが、本稿では社会政策・社会行政論と訳した。
- 4) D. スミスは、マーシャルは歴史学、社会学、ソーシャルワークを専攻していたが、これらすべての視点がこの論文の中で結合されると指摘している (Smith 1991, p. 28)。
- 5) マーシャルは「市民権と社会階級」に先立つ

「仕事と富」(文献[1])という論文でも、市民権の概念は純粋な政治的概念というよりは、共同体の成員性を表している概念であることを強調している ([1] p. 230)。

- 6) B. S. ターナーは、こうした近代的市民権の出現の主要な要因として、封建社会の解体と資本主義の進展を挙げている。この点については、Turner (1986, pp. 17-21) 参照。
- 7) マーシャルの議論では、市民的権利が政治的権利の、市民的、政治的権利が社会権拡大の前提条件となり、その拡大を確実なものとしたと捉えられている。しかし、市民的権利→政治的権利→社会権という発展の図式は、イギリスなどの西欧社会を前提としているといえ、他の諸国にそのまま適用することは困難である。例えば、かつての社会主義諸国では、社会権の拡大は市民的、政治的権利の厳しい制約を伴っていた。この点については、Bottomore (1992, pp. 62-63) 参照。
- 8) マーシャルは、新しい形の不平等が市民権によって是認される例として、都市計画と教育制度を挙げている ([2] pp. 110-112)。後者については、文献[3]も参照。
- 9) マーシャルの市民権理論に対する批判とその後の市民権理論の展開については、拙稿 (1993) 参照。
- 10) 貧困の取扱いについては、マーシャルの『社会政策』第1版、3版、4版において大きく変化している。特に、1975年の第4版では、新たに「貧困」の章が設けられ、貧困問題が体系的に論じられている。この点については、小林 (1979) が詳しい。
- 11) もっとも、1981年のマーシャルの死後、『社会政策』第5版を編集したA. リーズによれば、1975年の段階では、戦後の福祉国家の理念は、さまざまな方向から疑問視されていたが、依然として大きな位置を占め、福祉国家の目標と手段について基本的合意があるということがまだ可能であったとされている。Rees (1985, chap. 13) 参照。
- 12) マーシャルの民主—福祉—資本主義のモデルは、福祉の主体性を明確にするというメリットをもっていると評価する論者もある。例えば、岡田 (1984, 第4章) 参照。

- 13) ティトマスは、資本主義と福祉との関係を社会的市場と経済的市場の区別という形で示している。すなわち、経済的市場の依拠する原理が、交換、相互移転といった利己主義的、非道徳的なものであるのに対して、社会的市場の依拠する原理は贈与、一方的移転などの利他主義的、道徳的なものであるとし、福祉国家の価値基盤を経済的市場ではなく、社会的市場に置いている。この点については、Titmuss (1968=1971) 参照。
- 14) マーシャルの福祉観は1972年論文に先立つ2つの論文「社会発展における福祉」(文献[7]、および「社会政策における福祉」(文献[8])の中でも展開されている。前者の論文で、マーシャルは、福祉は主として金銭で購買することができる財やサービスの消費によって実現される一方で、金銭、つまり、富の代用品でもあること、富は福祉の源泉であり、福祉は幸福の源泉ということもできることを強調している([7]pp. 53-55)。また、後者の論文では、社会サービスの類型として公的なもの、ボランティアなもの、家族によるものの3つを挙げ、この3つを統一性のある福祉システムに統合したことを現代社会における際立った業績としている([8]p. 69)。
- 15) マーシャルの市民権理論を手掛かりとして福祉国家の構造的な問題を論じたものとして、拙稿(1992)参照。
- 16) マーシャルは「福祉への権利」(文献[9]および「追補」(文献[10])の中で、福祉の権利について詳しく論じている。マーシャルは、福祉のように漠然とし、主観的個人的なものに法的権利は存在するかという問いから出発し、福祉とは物質的な手段と非物質的な目的との混合物であり、その意味で、福祉への権利は福祉を生むと期待される給付に対する権利としての性格を持つとしている([9]pp. 83-84)。さらに、財産権を原型とする市民的権利と教育の権利や福祉サービスの権利などの社会権との相違について触れ、前者がその保有者たる個人が他の人と国家に対して自己を主張し、自己を守るための能力の基礎と捉えられるのに対して、後者は個人が社会の集合的福祉に頼り、かつ貢献するというメカニズムの

一部をなしているとする([9]pp. 90-93)。マーシャルは別の論文でも、市民的権利と社会権の相違について触れており、前者が行為者としての個人に対応しているのに対して、後者は、権力の行使を企図して生まれたものではなく、消費者としての個人に対応しているとしている([11]pp. 141-142)。また、権利と裁量の問題について、マーシャルは、裁量の行使の増大が権利を侵害する可能性を否定はしないが([10]p. 96)、裁量付きの給付や扶助が劣等な性格を持つという考えを退け、特定の個々のニーズを満足させるように企画されたものは、多くの場合、裁量という要素を含むとしている。個々のケースのニーズ測定、それを満たす最適手段の査定はある程度の個別的判断を伴わざるをえないからである([9]p. 87)。ここでは、裁量はむしろニーズの一段高いものにサービスを拡大するために用いられる積極的政策手段として認識されている。権利と裁量を二者択一のものとするのではなく、その調和をはかっていこうとするこうした問題関心は一考に値する。この点については、星野(1982)参照。

#### T. H. マーシャル文献表

(文献番号で示し、本文中に引用したものに限った。)

- [1] 'Work and Wealth', 1945, in, *Sociology at the Crossroads and other essays*, Heinemann, 1963.
- [2] 'Citizenship and Social Class', 1949, in, *op. cit.*
- [3] 'Social Selection in the Welfare State', 1953, in, *op. cit.*
- [4] 'The Welfare State and the Affluent Society', 1961, in, *op. cit.*
- [5] 'The Welfare State: A Sociological Interpretation', *Archives européennes de sociologie*, 2 (2), 1961.
- [6] 'The Affluent Society in Perspective', 1962, in, *Sociology at the Crossroads*.
- [7] 'Welfare in the Context of Social Development', 1965, in, *The Right to Welfare and other essays*, Heinemann, 1981. (岡田

藤太郎訳『福祉国家・福祉社会の基礎理論—「福祉に対する権利」他論集—』相川書房, 1989年)

- [ 8 ] 'Welfare in the Context of Social Policy', 1965, in, *op. cit.*
- [ 9 ] 'The Right to Welfare', 1965, in, *op. cit.*
- [10] 'The Right to Welfare, Afterthought', 1981, in, *op. cit.*
- [11] 'Reflections on Power', 1969, in, *op. cit.*
- [12] 'Value Problems of Welfare-Capitalism', 1972, in, *op. cit.*
- [13] 'Value Problems of Welfare-Capitalism, Afterthought' 1981, in, *op. cit.*
- [14] 'A British sociological career', *International Social Science Journal*, 25 (1/2) 1973.
- [15] *Social Policy in the Twentieth Century*, 4th edition, Hutchinson, 1975. (岡田藤太郎訳『社会(福祉)政策—20世紀における—』相川書房, 1990年)

参考文献

- Andrews, G. (1991) 'Introduction', in do (ed.) *Citizenship*, Lawrence and Wishart.
- Barbalet, J. M. (1988) *Citizenship*, Open University Press.
- Barry, N. (1990) *Welfare*, Open University Press.
- Bendix, R. (1964) *Nation-Building and Citizenship*, John Wiley and Sons Inc. = (1981) 河合秀和訳『国民国家と市民的権利 I』, 岩波書店。
- Bottomore, T. (1992) 'Citizenship and Social Class, Forty Years On' in T. H. Marshall and T. Bottomore, *Citizenship and Social Class*, Pluto Perspectives.
- Donnison, D. (1975) *Social Policy and Administration*, Allen and Unwin.
- Flore, P. and Heidenheimer, A. J. (1981) 'The Historical Core and Changing Boundaries of the Welfare State' in do (eds.) *The Development of Welfare State in Europe and America*, Transaction Books.
- 福武 直(1983)「社会保障と社会保障論」社会保障研究所編『社会保障の基本問題』所収, 東京大学出版会。
- Giddens, A. (1985) *The Nation State and Violence*, Polity Press.
- George, V. and Wilding, P. (1985) *Ideology and Social Welfare*, Routledge and Kegan Paul.
- Halsey, A.H. (1984) 'T.H. Marshall: Past and Present', *Sociology*, 18 (1): pp. 1-18.
- 星野信也(1982)「書評・マーシャルの『福祉に対する権利』」『季刊社会保障研究』第18巻2号, 274-281頁。
- 伊藤周平(1992)「福祉国家の政治社会学序説—T. H. マーシャルの市民権理論を手掛かりとして」『社会学評論』第42巻4号, 1-15頁。
- 伊藤周平(1993)「市民権の社会学再考—マーシャル以後の市民権理論の再構築に向けて」『大原社会問題研究所雑誌』第417号, 1-18頁。
- 小林良二(1979)「T.H. マーシャルの社会政策論」『季刊社会保障研究』第15巻1号, 44-56頁。
- Lipset, S.M. (1973) 'Introduction', in T.H. Marshall, *Class, Citizenship and Social Development*, Doubleday.
- Lockwood, D. (1974) 'For T.H. Marshall', *Sociology*, 8 (3): pp. 363-367.
- Marx, K. (1844) *Ökonomisch-philosophische Manuskripte aus dem Jahre 1844*. = (1974) 城塚 登他訳『経済学・哲学草稿』, 岩波書店。
- Mishra, R. (1981) *Society and Social Policy*, 2nd edition, Macmillan.
- Mishra, R. (1984) *The Welfare State in Crisis*, Harvester/Wheatsheaf.
- Offe, C. (1984) *Contradictions of the Welfare State*, Hutchinson.
- 岡田藤太郎(1991)『増補版・福祉国家と福祉社会—社会福祉政策の視点』, 相川書房。
- Pinker, R. (1981) 'Introduction', in T.H. Marshall, *The Right to Welfare and other essays*, Heinemann.
- Rees, A.M. (1984) *T.H. Marshall's Social Policy*, 5th edition, Hutchinson.
- Room, G. (1979) *The Sociology of Welfare*, Basil Blackwell.
- Smith, D. (1991) *The Rise of Historical Sociology*, Polity Press.

Titmus, R. M. (1968) *Commitment to Welfare*,  
Allen and Unwin. = (1971) 三浦文夫監訳  
『社会福祉と社会保障』, 東京大学出版会。  
Turner, B.S. (1986) *Citizenship and Capitalism*,  
Allen and Unwin.  
Wedderburn, D. (1965) 'Facts and Theories of

the Welfare State', in R. Miliband and J.  
Saville (eds.) *The Socialist Register*,  
Monthly Review Press.

(いとう・しゅうへい

社会保障研究所研究員)